

## 奈良県立大学附属高等学校長選考規程

### (目的)

第1条 この規程は、奈良県立大学（以下「本学」という。）の附属高等学校長（以下「校長」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

### (任命)

第2条 校長の任命は、学長の申出に基づき公立大学法人奈良県立大学理事長が行う。

2 学長は、前項の申出を行うに当たって教育研究審議会の意見を聴かなければならない。

### (選考時期)

第3条 校長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 校長が退職するとき
- (2) 校長が辞任を申し出たとき
- (3) 校長が欠けたとき

### (選考方法)

第4条 校長の選考は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条及び第22条に規定する資格を有する者たちから学長が行う。

2 学長は、前項の選考に当たって奈良県立大学人事委員会に諮らなければならない。

### (その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、校長の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### 附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。